

狛江市地域公共交通会議運営規則

令和 6 年 5 月 10 日

規則第 37 号

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）第 2 条の規定に基づき、狛江市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交通会議の構成)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市長又は市長の指名した市職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人東京バス協会
- (4) 公募による市民委員
- (5) 東京運輸支局長又は東京運輸支局長の指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者、警察、学識経験者又はその他交通会議が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

(会長)

第 4 条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、委員の互選により選任し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 交通会議を構成する団体等及びその関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第7条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、乗合旅客運送の運賃及び料金を協議するため、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 市長の指名した市職員

(2) 第2条第1項第2号の委員のうち、当該乗合旅客運送を運行する一般旅客自動車運送事業者

(3) 東京運輸支局長の指名する者

(4) 第2条第1項第4号の公募による市民委員

3 分科会の会議は、原則として公開しない。ただし、分科会が認めた場合は、公開することができる。

4 分科会の運営は、前項に規定するもののほか、交通会議に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、交通施策を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。